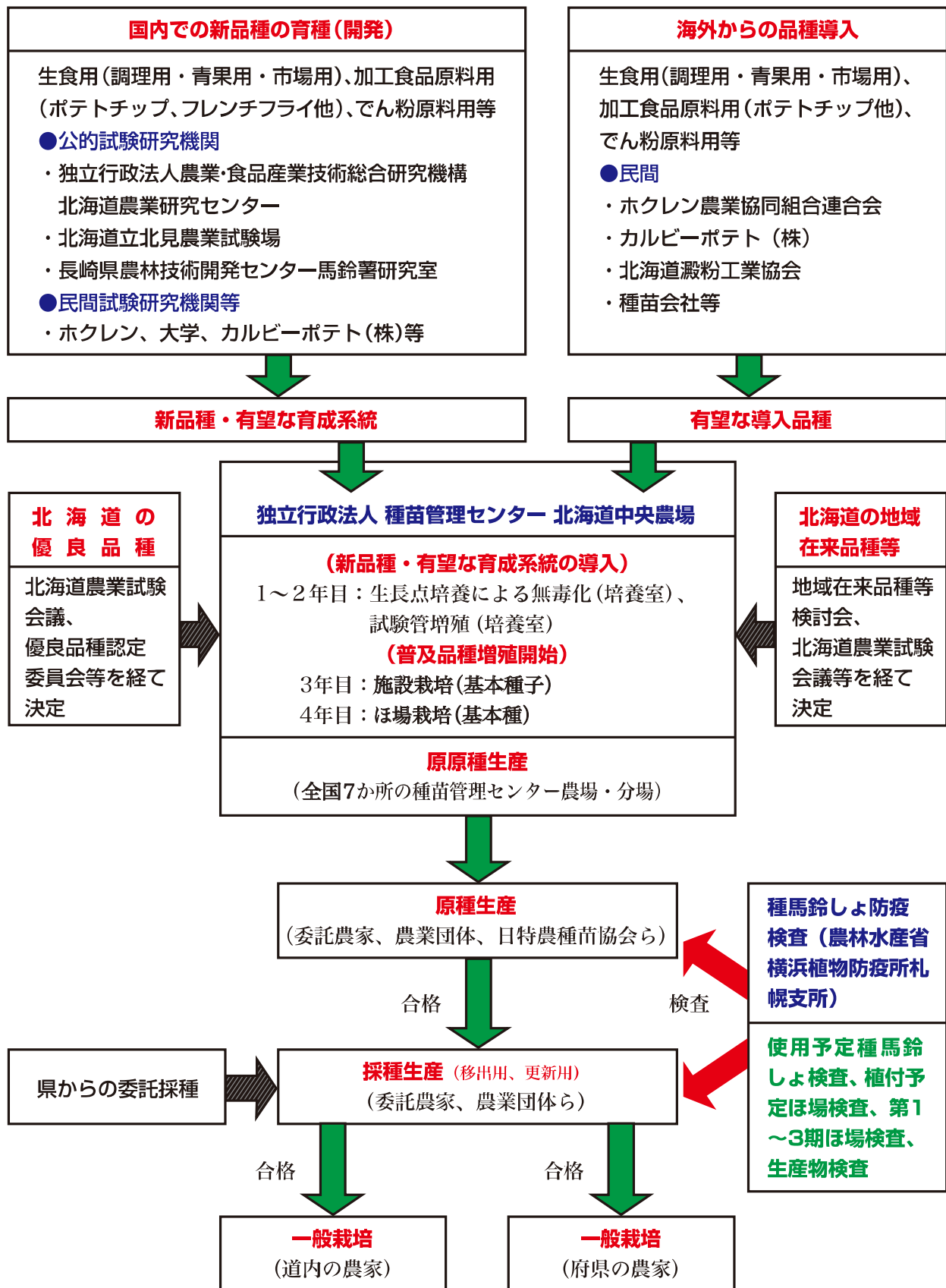


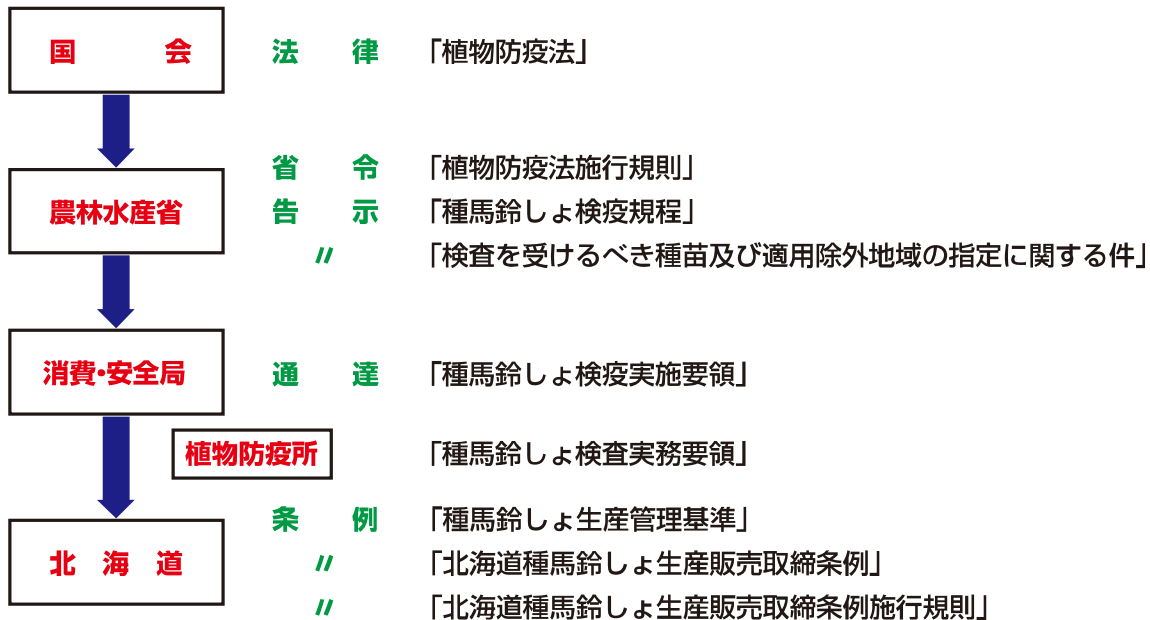
VI. 増 殖・検 疫

(例示として、全国の種馬鈴しょの大半を生産・配布している北海道のケースについて紹介する。)

1. 種馬鈴しょの増殖体系



2. 種馬鈴しょ検疫のしくみ



「植物防疫法」(抜粋)

第12条 (国内検疫)

農林水産大臣は、新たに国内に侵入し、又は既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物のまん延を防止するため、この章の規定により検疫を実施するものとする。

第13条 (種苗の検査)

農林水産大臣の指定する繁殖の用に供する植物（指定種苗）を生産する者（種苗生産者）は、毎年その生産する指定種苗について、その栽培地において栽培中に、植物防疫官の検査を受けなければならない。

- 2 植物防疫官は、前項の検査のみによっては有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達成することができないと認めるときには、指定種苗の栽培前若しくは採取後における検査をあわせて行うことができる。
- 3 植物防疫官は、第1項又は前項の規定による検査の結果、指定種苗に農林水産大臣の指定する有害動物及び有害植物がないと認めたときは、当該種苗生産者に対して、**合格証明書を交付**しなければならない。
- 4 指定種苗は、前項の合格証明書又は植物防疫官の発行するその謄本若しくは抄本を添付してあるものでなければ、譲渡し、譲渡を委託し、又は当該検査を受けた栽培地の属する都道府県の区域外に移出してはならない。
- 5 植物防疫官は、第1項又は第2項の規定による検査により、第3項の有害動物又は有害植物があると認めたときは、その検査を中止し、当該種苗生産者に対し、当該有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要と認める事項を口頭又は文書により指示しなければならない。
- 6 前項の指示を受けた種苗生産者は、当該指示に従って必要な駆除予防をした場合には、植物防疫官に対し、当該指定種苗について第1項又は第2項に規定する検査を継続すべきことを申請することができる。
- 7 第1項の指定をする場合には、第5条の2（検疫有害動植物）第2項の規定を準用する。

第14条 (廃棄処分)

植物防疫官は、前条第4項の規定に違反して譲渡され、譲渡を委託され、又は移出された指定種苗を所持している者に対して、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。

第16条（適用除外）

次に掲げる指定種苗については、第12条から前条までの規定は適用しない。

- 1 農林水産大臣の指定する地域で生産される指定種苗
- 2 都道府県又は独立行政法人種苗管理センターが生産し、かつ、農林水産大臣の定める基準に従って自ら検査する指定種苗
- 3 種苗生産者が同一都道府県の区域内で自ら繁殖の用に供するため生産する指定種苗

第39条

次の各号の一に該当する者は、3年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す。

第13条第4項

「種馬鈴しょ検疫規程」（抜粋）

第1条（規程の適用）

種馬鈴しょの検疫については、植物防疫法及び同法施行規則に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。



第1期ほ場検査



第2期ほ場検査



第3期ほ場検査

第2条（検査の範囲）

検査は、法第13条第1項の規定によるほ場における栽培中の検査並びに同条第2項の規定による使用予定種馬鈴しょ、植付予定ほ場及び生産された馬鈴しょの検査とする。

第3条（対象有害動植物）

法第13条第3項の有害動物及び有害植物は、次のとおりである。

1 有害動物

ジャガイモガ及びジャガイモシストセンチュウ

2 有害植物

馬鈴しょウイルス、輪腐病菌、そうか病菌、粉状そうか病菌、黒あざ病菌、疫病菌及び青枯病菌

第5条（標札の掲示）

規則第32条第2項において準用する規則第24条第2項に規定する標札は、種馬鈴しょの植付後直ちに検査を受ける各ほ場に掲げるものとする。



ジャガイモシストセンチュウ検査



生産物検査



生産物検査



ほ場入り口の靴洗い場



水槽、プラシ、土落とし盤



ほ場入り口の車、靴洗い場

第6条（検査の時期）

検査の時期は、次のとおりとする。

1 使用予定種馬鈴しょ及び植付予定ほ場検査 植付前

2 ほ場検査

春作

第1期 ほう芽後植物体長15cmごろ

第2期 着らい期から開花期まで

第3期 落花後20日ころまで

秋作用春作

第1期 ほう芽後植物体長15cmごろ

第2期 着らい期から開花期まで

秋作

第1期 ほう芽後20日ごろ

第2期 ほう芽後30日ごろ

3 生産物検査 掘取期から選別期まで

2 前項の第1期のほ場検査は、使用予定種馬鈴しょ及び植付予定ほ場検査に、第2期のほ場検査は第1期のほ場検査に、第3期のほ場検査は第2期のほ場検査に、生産物検査は第3期のほ場に検査に合格したものについて行う。

第7条（検査の方法）

前条第1項第1号の使用予定種馬鈴しょ及び植付予定ほ場検査（ジャガイモシストセンチュウの発生している地域におけるジャガイモシストセンチュウに係わる植付予定ほ場検査を除く。）は、検査申請書の審査をもってこれにかえることができる。

2 前条第1項第2号のほ場検査は、ジャガイモシストセンチュウに係わるものについてはほ場別に任意抽出し掘り取った馬鈴しょについて、それ以外に係わるものについてはほ場別、品種別にほ場に生育中のすべての馬鈴しょについて行う。

3 前条第1項第3項の生産物検査は、ジャガイモシストセンチュウに係わるものについてはほ場別に、それ以外に係わるものについてはほ場別、品種別に任意抽出の方法によって行う。

第8条（検査合格の基準）

第6条第1項の各時期検査の合格の基準は、次のとおりとする。

1 使用予定種馬鈴しょ及び植付予定ほ場検査

イ 使用予定種馬鈴しょは、独立行政法人種苗管理センターで生産されたもの、これを用いて道県の直接管理する原種ほにおいて増殖されたもの又は植物防疫官が採種用種馬鈴しょとして適当と認めたもので、植付前に消毒が実施されたものであること。

ロ 植付予定ほ場は、次の（1）及び（2）に該当すること。



黄色水盤（アブラムシ調査）
と立入禁止看板

- (1) ジャガイモシストセンチュウの発生していない地域にあること又はジャガイモシストセンチュウの発生している地域にあつては、土壤検診の結果ジャガイモシストセンチュウが検出されないこと。
- (2) 高冷地にあること又はアブラムシ及びヨコバイの発生が比較的少ない地域にあり、かつ、ほ場に隣接する土地に馬鈴しょウイルス病に罹病しているなす科の植物が生育していない等種馬鈴しょの生産に適した条件にあると認められること。

2 各期のほ場検査

- イ ジャガイモシストセンチュウの付着を認めないこと。
- ロ バイラス病株、異常株及び青枯病株を認めないこと。
- ハ 全生育期間を通じ輪腐病の発生が全くないこと。
- ニ 疫病病株又は黒あざ病病株の被害の程度の著しいものの割合が植付株数の1割を超えないこと。
- ホ 馬鈴しょウイルス病を媒介するアブラムシ及びヨコバイの発生の程度が軽微であること。

3 生産物検査

- イ ジャガイモガによる被害を認めないこと。
- ロ ジャガイモシストセンチュウの付着を認めないこと。
- ハ そうか病、粉状そうか病、黒あざ病及び疫病の被害の軽微なものの合計が全体の1割を超えないこと。
- ニ くわ、有害動植物等により損傷を受けたものがないこと。

「検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件」(抜粋)

植物防疫法第13条第1項の指定種苗として次の植物を指定し、同法第16条第1号の地域を次のように定め、昭和26年3月1日から適用する。

- 1 馬鈴しょ(次に掲げるものであつて、あらかじめ、別記様式により植物防疫官に届け出たものを除く。)
 - (1) 昭和26年2月27日農林省告示第59号(種馬鈴しょ検疫規程)第3条に規定する有害動物及び有害植物のすべてを除去した上で行われる組織培養による馬鈴しょの母本の作成の用に供されるもの
 - (2) (1)により作成された馬鈴しょの母本(譲渡又は譲渡を委託する場合にあつては、(1)の作成後初めて譲渡されるものに限る。)
 - (3) 独立行政法人種苗管理センターに譲渡され、その業務の用に供されるもの
 - (4) 都道府県の試験研究機関、農林水産省が所管する独立行政法人又は都道府県が設立した地方独立行政法人に譲渡され、その試験研究の用に供されるもの
 - (5) 植物防疫所若しくは那覇植物防疫事務所又は病害虫防除所に譲渡され、これらの機関が行う検疫、防除、調査又は研究の用に供されるもの
 - 2 北海道、青森県、岩手県、福島県、群馬県、山梨県、長野県、岡山県、広島県、長崎県及び熊本県を除く各都府県の地域
- 別紙様式(略)

「種馬鈴しょ検疫実施要領」(略)

「種馬鈴しょ検査実施要領」(抜粋)

第1 (総 則)

種馬鈴しょの検疫は植物防疫法、同法施行規則及び種馬鈴しょ検疫規定に定めるほか、この要領により実施するものとする。

第2 (補助員の設置等)

植物防疫所長は、毎年度検査申請書の提出期に先立ち、馬鈴しょの病菌害虫に関する知識を有する者に、辞令を交付して種馬鈴しょ防疫補助員を委嘱し、植物防疫官が行う検査の事務を補助させるものとする。

2 防疫官は、市町村等の地区ごとに、種馬鈴しょ生産者に代表者を互選させ、その氏名を通知させるものとする。

3 補助員は、前項の規定により互選された代表者に対し、防疫官を補助して検査実施の事務を担当すること及び規則第32条第1項に定める検査申請書の受付者たることを通知するものとする。

4 植物防疫所長は、病菌害虫の発生状況等を勘案して必要と認めた場合には、補助員及び生産者に対し、病菌害虫の防除等に関する講習を行うものとする。

第3 (検査申請書の受理等) 略

第4 (検査期日の通知、補助員の階層区分け等) 略

第5 (検査の方法等) 略

第6 (検査合格の基準)

規定第8条第1号ロ(2)に定める隣接する土地の範囲は、植付ほ場から最低5メートル以内の土地とする。ただし、この間にアブラムシの移動を防ぐための適当な障壁が設けてある場合はこの限りではない。

2 植付ほ場から最低5メートル以内の土地に馬鈴しょウイルス病にり病していると認められる馬鈴しょがない場合には、原則として、種馬鈴しょの生産に適した条件にあると認められるものとする。

3 規定第8条第2ロに定めるバイラスり病株を認めないこととは、次のいずれかに該当することとする。

(1) 検査の申請に係るほ場のすべてを検査する場合には、り病の残存率が0.3%未満であること。

(2) 検査の申請に係るほ場の数より少ない数のほ場を抽出して検査を行う場合には、抽出した全ほ場におけるり病株の平均残存率が0.1%以内で、かつ、り病株の残存率が0.3%以上のほ場の数が抽出したほ場の数の20%以内であること。ただし、り病株の残存率が0.3%以上であるほ場を除く。

4 規定第8条第2号ロに定める青枯病り病株を認めないこととは、り病株の残存率が2%未満であることとする。

5 規定第8条第2号ホに定めるアブラムシ及びヨコバイの発生量の基準は、1株当たりおおよそ50頭を超えるアブラムシ及びヨコバイが付着する株の数が抽出した株の数の過半数を超えないものとする。

6 検査の申請に係るほ場の数より少ない数のほ場を抽出して検査を行う場合には、ほ場検査の結果、青枯病、疫病、黒あざ病又はアブラムシ及びヨコバイの合格の基準に適合しないほ場の数の抽出したほ場の数の20%を超える場合には、当該検査の申請に係るほ場のすべてを合格としないこととする。

7 規定第8条第3号イに定めるジャガイモガによる被害を認めないこととは、被害を受けた馬鈴しょの数が抽出した馬鈴しょの数の1%を超えないこととする。

8 規定第8条第3号ニに定めるくわ、有害動植物等による損害には、軽微なものは含まれないものとする。

9 植付の遅延、葉の損傷、雑草の繁茂等のための検査の実施が著しく困難な場合には、当該ほ場の検査を中止することができるものとする。

第7 (防疫員の検査)

植物防疫員は、防疫官の指示に基づき、防疫官に代わって検査を実施できるものとする。

第8 (合格数量の調査) 略

第9 (検査結果の報告) 略

第10 (検査結果の通知等) 略

第11 (検査合格証明書及び合格証票の交付)

防疫官は、検査に合格した生産物を所有する生産者に対し検査合格書及び同合格証書を補助員を通じて交付するものとする。

- 2 補助員は、前項の検査合格証書の交付に際し、第8第2項の合格ほ場一覧表に交付した検査合格証書の枚数を記入するものとする。
- 3 補助員は、生産者に対し、生産物の出荷に際し検査合格証書の品種、栽培地及び生産者氏名欄に記入するよう指導し、必要により記入を確認するものとする。

第12 (違反出荷に対する措置) 略

「種馬鈴しょ生産管理基準について」(略)

「北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例」(抜粋)

第1条 (目的)

この条例は、植物防疫法及び同関係法令と相まって、種馬鈴しょの生産及び販売について必要な規制を行い、優良な種馬鈴しょの生産を確保して本道における採種事業の健全な発展を図るとともに、国内馬鈴しょ栽培の安定に寄与することを目的とする。

第2条 (定義)

この条例で「種馬鈴しょ」とは、種として販売する目的をもって生産される馬鈴しょをいう。

第3条 (生産者の登録)

種馬鈴しょを生産する者は、知事の定めるところにより、登録を受けなければならない。

第5条 (採種ほの選定及び生産管理)

第3条の登録を受けた者は、知事の定める基準に従い、採種ほの選定及び種馬鈴しょの生産管理を行わなければならない。

第6条 (病虫害防除の命令)

知事は、種馬鈴しょの生産に重要な影響を与える病虫害が発生し、又は発生のおそれがある場合において特に必要を認めるときには、登録生産者に対し、病虫害の防除に関し必要な命令をすることができる。

第7条 (集荷販売業者の登録)

種馬鈴しょの集荷販売を業とする者は、知事の定めるところにより、登録を受けなければならない。

2 前項の規定により登録を受けた者でなければ、種馬鈴しょの集荷販売をしてはならない。

3 (略)

第8条 (集荷販売の記帳)

登録販売業者は、必要な帳簿を備え、種馬鈴しょの集荷販売の状況を明らかにしておかななければならない。

第9条 (調査報告)

知事は、必要があるときは、登録生産者若しくは登録販売業者に対し、生産若しくは業務に関する報告を求め、又はその職員に生産若しくは業務の場所に立ち入り、調査させる事ができる。

2 (略)

第10条 (取消し等の処分)

登録生産者又は登録販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その登録を取り消すことができる。

1、2、3、4 (略)

第11条 (罰則)

第7条第2項の規定に違反した者には、3万円以下の罰金又は科料を科する。

2 (略)

第12条(略)

第13条(略)

「北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則」(抜粋)

第1章 総 則

第1条(権限の委任)

次の各号に掲げる事務は、支庁長に委任する。

- 1 北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例(略)第7条第1項の規定による種馬鈴しょ集荷販売業者の登録に関すること。
- 2 条例第9条第1項の規定による登録販売業者に対する報告の徴収及び立入調査に関すること。
- 3 条例第10条の規定による登録販売業者に対する登録の取消しに関すること。

第1条の2 次の各号に掲げる事務は、市町村長に委任する。

- 1 条例第3条の規定による種馬鈴しょ生産者の登録(以下「生産者登録」という。)に関すること。
- 2 条例第6条の規定による命令に関すること。
- 3 条例第9条第1項の規定による登録生産業者に対する報告の徴収及び立入調査に関すること。
- 4 条例第10条の規定による登録生産者に対する登録の取消しに関すること。

第1章の2 登録生産者

第1条の3 生産者登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- 1 種馬鈴しょの生産に適したほ場を有すること。
- 2 経営畑面積おおむね1ヘクタール以上で、かつ、種馬鈴しょ作付計画面積10アール以上であること。
- 3 種馬鈴しょの栽培において4年以上の輪作を行い得ること。
- 4 種馬鈴しょの栽培について3年以上の経験がある者又はこれと同等以上の技術を有すると認められる者であること。
- 5 過去1年以内において条例第10条各号のいずれかに該当する違反行為のない者であること。

第2条(登録の有効期間)

生産者登録の有効期間は、生産年度に従い、3年とする。

第3条(登録申請)

(略)

第5条(略)

第6条(登録及び登録証票の交付)

市町村長は、前条の規定により適当と決定した者に対しては、別記第2号様式の生産者登録台帳に登録し、別記第3号様式の登録証票を新生者に交付しなければならない。

- 2 市町村長は、登録を不適当と決定した者に対しては、その旨を申請者に通知しなければならない。

第8条(登録の取消)

(略)

第9条(生産廃止又は休止の届出)

(略)

第10条(登録証票の再交付)

(略)

第13条(採種ほ場及び生産の管理の基準)

(略)

第2章 登録販売業者

第14条(登録の資格)

次の各号のいずれかに該当する者は、登録販売業者の登録を受けることができない。

- 1 条例第10条各号のいずれかに該当する違反行為を行い、当該行為後1年を経過しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 禁治産者及び準禁治産者

第15条(登録の有効期間)

登録販売業者の登録の有効期間は、登録の日からその翌々年の生産種馬鈴しょの取扱終了までとする。

第17条(登録の決定)

支庁長は、第16条の申請があったときは、登録の適否を決めなければならない。

- 2 支庁長は、前項の申請が新規の場合においては、当該地域農業改良普及センター所長の意見を聞かなければならない。

第18条(登録証票又は同謄本の携帯)

登録販売業者が種馬鈴しょの集荷販売を行う場合は、第17条の2第1項の登録証票を携帯し、関係者の請求があったときには提示しなければならない。ただし、登録証票を携帯することが困難な場合には、支庁長から登録証票謄本の交付を受け、これに代えることができる。